



The Global Language of Business

流通BMS【基本形】の インボイス制度への対応

流通システム標準普及推進協議会

2023.03.16/24/30/04.05



1. 消費税軽減税率への対応

【施行スケジュール】

2019年10月～

2023年10月～

区分記載請求書等保存方式
(インボイス制度暫定措置)

※以降、区分方式と略す

適格請求書等保存方式
(インボイス制度)

※以降、インボイス制度と略す

1-1. 流通BMS【基本形】の対応一区分

【区分請求書等保存方式】

①商品の税率が
わかるようにする必要がある

POINT

税率毎に取引番号(伝票番号)を分ける

- 発注・出荷・受領メッセージの、取引番号単位に用意されている「税率」の項目で、商品の税率を表す

②税率ごとに
合計した対価の額
を記載する必要がある

POINT

支払メッセージに税率毎の対価の額と消費税額を表す

- 支払メッセージの「支払内容(個別)」の項目で、「税率毎の対価の額」ならびに「税額」を表す

※支払メッセージを利用しないで運用する場合は、新設した請求鑑メッセージを利用して対応することが可能

2. 区分方式とインボイス方式の違い

【区分と適格(インボイス)の違い】

区分方式とインボイス方式の共通に必要な要件

- ・商品別の税率を明示
- ・税率ごとに合計した対価の額を記載

インボイス方式から必要となる要件

- ・登録番号の記載
- ・税率ごとの消費税合計額の記載
- ・返還インボイスの対応
- ・端数処理は1請求につき税区分ごとにそれぞれ1回
- ・インボイスの保存が義務となる

流通BMS【基本形】日食協検討概要

【インボイス制度対応専門部会】

➤ 現行の請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なくインボイス制度に対応することを目的として、「インボイス制度対応専門部会」（以下、専門部会）を組成し、対応ガイドラインを取りまとめることとしました。（2021年5月公開資料の「はじめに」より抜粋引用）

- 2020年6月に第1回を開催し、その後13回の会議が開催され
- 2021年5月に「インボイス制度対応—企業間取引の手引き」を公開した。
※ 6～7月に、複数の小売団体に、ガイドライン等の内容説明を行う。

http://nsk.c.ooco.jp/pdf/20210521_1.pdf

※一般社団法人 日本加工食品卸協会（会員96社、賛助会員128社 他）

加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。事業として、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及などをおこなっている。

3-1. インボイス対応CR【日食協】概要

【登録番号の記載】 CR有り

- 「請求鑑メッセージ」による対応
→既に、1つ登録番号を記載できるデータ項目はあるので、もう一つ追加。
- 「支払案内メッセージ」による対応
→「支払内容」に新規コードを設ける（9000番）。

【返還インボイス(返品)の対応】 CR有り

- 「返品メッセージ」と「返品受領メッセージ」に
「譲渡日」(×2 From/To) を新規に設ける。

【税率ごとの消費税合計額の記載】 CR無し

- 区分請求書等保存方式CR時に、
「請求鑑メッセージ」と「支払案内メッセージ」にて対応済み。

3-2. インボイス対応CR【日食協】

運用ガイドラインの「3. 発注メッセージ～支払メッセージ」の最後に、インボイス対応を行うにあたっての留意点を追記することで、導入時の問題を軽減する。

(11) 補足: 適格請求書等保存方式(インボイス制度)対応についての留意点(1)

- 請求鑑メッセージ、支払メッセージのデータ項目をセットする際に
- 商品（品代）などに係る請求・支払の金額と、物流費などの「役務の提供」に係る金額は、それぞれ売り手が異なるため、
- 同一税率であっても合計・相殺した記載はNG など

(11) 補足: 適格請求書等保存方式(インボイス制度)対応についての留意点(2)

- 返品メッセージおよび返品受領メッセージのデータ項目をセットする際に
- 国税庁Q&A集記載の「適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えない」という内容に基づき、「○月～△月分」といった記載も認められているため、格納項目名は「譲渡年月 1」「譲渡年月 2」としている。
- どのような年月や期間で格納・運用するかは、
- 小売、卸・メーカー相対で確認の上決定する など

適格請求書発行事業者の登録

【令和 3年(2021年)10月より受付開始中】

- インボイスは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。
- 令和 5年10月 1 日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。
- 「登録番号」を使用するためには、税務署への登録申請が必要になります！



流通BMS協会
(流通システム標準普及推進協議会)

- ・2023年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、課税事業者が発行する適格請求書等に登録番号が必要になります。
- ・流通BMSの各種メッセージへのデータ項目の追加を現在検討中です。

適格請求書を交付するための登録については、以下国税庁の案内をご覧ください。

国税庁

令和 5年10月1日から
消費税の仕入税額控除の方式として
「**適格請求書等保存方式**」
(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

事業者のみなさまへ

適格請求書を交付するためには登録が必要です!
(インボイス)

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】
登録申請は、**e-Tax**をご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※適格請求書とは、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

◆お問合せ先 消費税軽減税率（フリーダイヤル）0120-205-553
電話相談センター（受付時間 19:00~17:00（土日祝除く））
E ryutei-bms@gst.jp
<http://www.dtax.jp/ryutei-bms>

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

流通BMS協会の
お問い合わせ

流通BMS協会 事務局
GS1 Japan (一社)流通システム標準センター
E ryutei-bms@gst.jp
<http://www.dtax.jp/ryutei-bms>

BMS-2021a
3/2021

All Contents copyright © Supply Chain Standards Management & Promotion Council

電子帳簿保存法

【令和2年(2019年)の改訂ポイント】

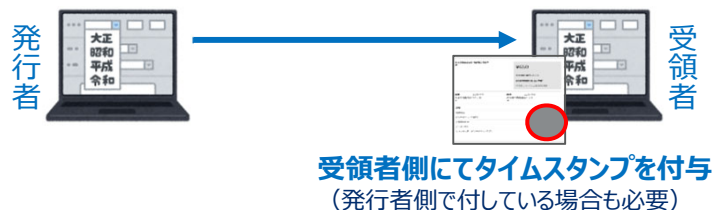
☆企業等の生産性向上を促すための電子帳簿保存法の見直し

- バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、請求書や領収書等の授受及び保存について電子化を推進することが重要。また、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、国税関係書類の保存の在り方についても時代に即したものとなるよう見直していくことが必要。
- こうした観点から、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件（選択肢）について、①ユーザーが自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用している場合、②発行者側でデータにタイムスタンプを付与している場合の2類型を追加する（令和2年10月1日施行）。

(電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件)

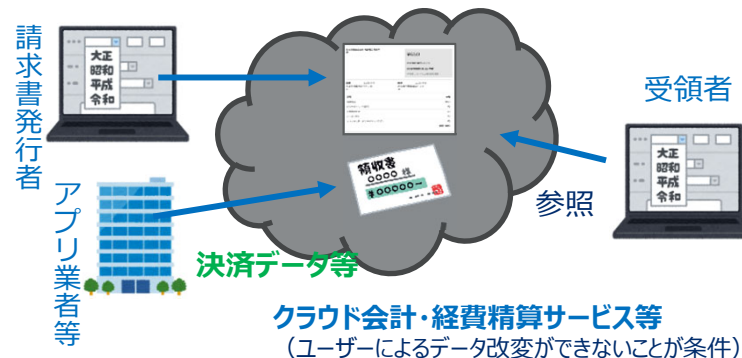
旧制度

- データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
 - 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用
- (注) 紙で受領した請求書等をスキャンしたデータを保存する場合には税務署長の承認が必要だが、もともと電子的に受領したデータについては同承認は不要。



見直し (左記に加え以下も可)

- ユーザー（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）等を利用
- 発行者側でタイムスタンプを付与

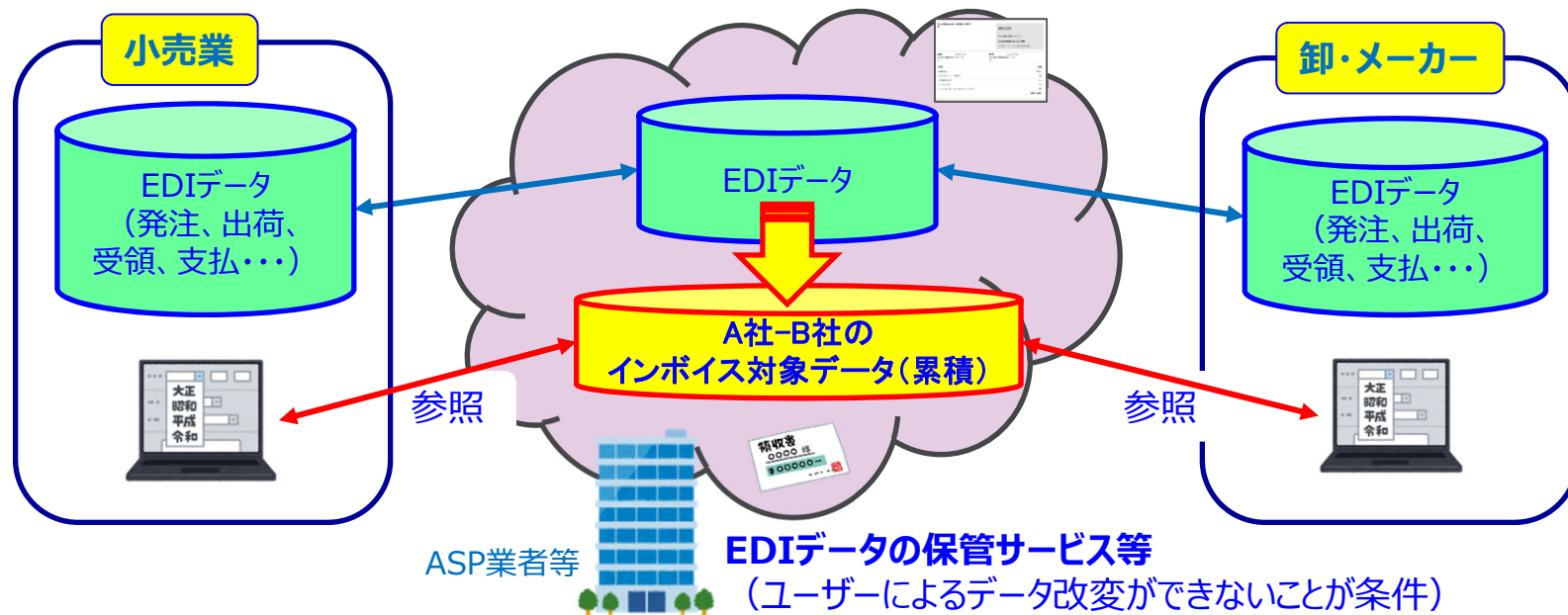


※ いずれの場合もデータが適正に保存されていれば、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業は不要。
⇒ 経理・税務手続の電子化・自動化により、バックオフィスの効率化に寄与。

今後、ASP等のサービスは・・・？

ASP等で提供されると便利なサービスは？

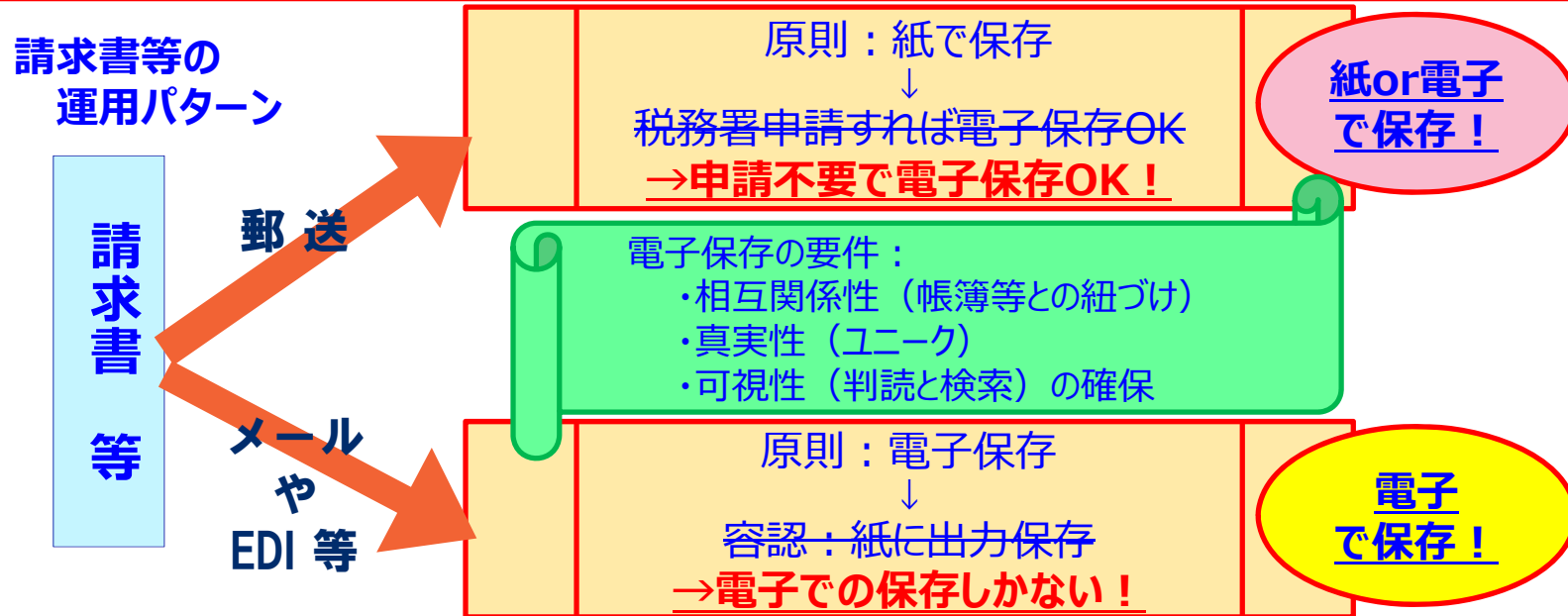
電子保存の要件：相互関係性（帳簿等との紐づけ）／真実性（ユニーク）／可視性（判読と検索）の確保



電子帳簿保存法の改訂

【令和3年(2020年)の改訂ポイント】

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係わる電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する。
 参照：令和3年度 税制改正の大綱（4）②



- ☆2022年1月1日から2023年12月31日の電子取引データ
- ☆やむを得ない事情がある場合には、引き続きその書面出力を可能とする。
- ☆所轄税務署長へ手続は不要

4. 「値引・割戻し」「役務の提供」標準

◇ DX化

- DX化というキーワードの中で、紙（伝票等）による運用を電子化して、業務の効率化／高度化／精度の向上など実現していく事が必要！
→システム内に情報を反映するために人手を介する事による弊害カット

◇ 標準化

- 各社各様の様式や運用方法に対応する事の負担を軽減する
※もしかすると、色々と整理されグレーな運用が減る可能性も・・・

◇ 検討体制

- 容易に標準化できる内容ではないと思われるため、
- 事務局で色々と事前調整（ヒアリング：標準化の必要性など）し、
- 2022年度の協議会の事業として企画していく。

インボイス制度対応の緩和措置？

【令和5年税制改正のポイント】

◆ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置【2割特例】

○免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。
☆これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなる。

◆ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置【少額特例】

○基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

☆中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置

◆ 少額な返還インボイスの交付義務免除

○事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）は、返還インボイスの交付を不要とする。

<下請法の豆知識> 発注前に書面で合意がない場合に振込手数料を下請代金の額から差し引くことも下請代金の減額に該当しますが、発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合であっても、親事業者が負担した実費の範囲を超えた額を当該手数料として差し引いて下請代金を支払うと、下請代金の減額に該当する

◆ 登録制度の見直しと手続の柔軟化

○免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。 など

流通BMSに関する各種問い合わせ

E-mail : ryutsu-bms@gs1jp.org

お願い致します

<http://www.gs1jp.org/ryutsu-bms/>

